

申 立 て の 趣 旨

被相続人山田耕作の相続財産に対する遺留分を放棄することを許可する旨の審判を求めます。

申 立 て の 実 情

- 1 申立人は、被相続人の長男です。
- 2 申立人は、以前自宅を購入する際に被相続人から多額の資金援助をしてもらいました。また安定した生活を送るに足る収入があります。
- 3 上記のような事情から、申立人は被相続人の遺産を相続する意思がなく、相続開始前において遺留分を放棄したいと考えますので、申立ての趣旨通りの審判を求めます。

(注) 太枠の中だけ記入してください。